

令和8年 第2回 定例会発言通告整理表（受付順）

No.1

発言順	発言者氏名	発 言 通 告 内 容	答弁者	備 考
1	能登 ゆう	『災害への備えについて』 先月5月29日より、気象に関わる情報発信のあり方が大きく変更されました。新たな防災気象情報では発表される警報・注意報に「レベル」が付記され、取るべき行動や避難を判断する目安が明確になり、自治体や住民にとって早めの行動に繋がるとされています。今月初めに台風6号が上陸し、影響を受けた地域では早速その運用が始まりました。 災害への備えは、災害発生時の対応だけではなく、平時からの小さな積み重ねによって大きく左右されると言われます。住民が安心して暮らせる地域づくりという観点から、村の取り組みについて伺います。 ① 災害時対応のための体制 新たな防災気象情報の運用に合わせ、自治体が避難指示などを発表する際の基準等を示した内閣府のガイドラインが3月に改訂されています。そこでは市町村が「躊躇なく避難情報を発令するため」の体制づくりについて、必要な事項が整理されています。新たな防災気象情報に対応した体制整備、とりわけガイドラインで強調されている「平時からの」取り組みについて、村の現状を伺います。 ② 自主防災組織について 今年3月10日付の北海道新聞において、「自主防災組織」の後志管内地域差について報道がありました。赤井川村では組織率が0%と報じられています。一方で村の「地域防災計画」では「自主防災組織の育成等に関する計画」が盛り込まれ、自主防災体制の整備、育成を促進する旨が示されています。自主防災組織に関わる取り組みについて、現状に対する認識と、今後の育成方針について伺います。 ③ 避難行動要配慮者への支援 災害時に特に被害を受けやすい、情報入手しにくい、避難所における良好な環境を得にくいとされる要配慮者への支援について	村 長	

令和8年 第2回 定例会発言通告整理表（受付順）

No.2

発言順	発言者氏名	発 言 通 告 内 容	答弁者	備 考
		いて伺います。平時からの取り組みとして、ここでは2点、「個別避難計画の作成と支援関係者内での共有状況」、「人口の一定割合を占める外国人の皆さんへの対策」について、具体的な取り組み状況を教えてください。 ④ 女性の参画 避難所運営や備蓄品の選定においては、プライバシーや安全性についてきめ細かな配慮が必要であり、女性の視点を反映することが重要とされています。村内には保健推進員協議会や日赤奉仕団、各団体の女性部など、女性が中心となって活動するさまざまな団体があります。そうした皆さんに平時から意思決定に関わる立場で防災に参画して頂く、そのための仕組みづくりについて、村長のお考えを伺います。 ⑤ 情報共有手段 災害時の社会不安やパニックは、第一に正しい情報が共有されない事から起こります。情報共有を迅速かつ的確に行うため、地域防災計画には「情報収集・伝達体制整備計画」が盛り込まれています。ここでは特に通信手段の多重化・多様化という観点から、最近運用が開始された村の公式LINEを災害時どのように位置づけ、活用していくお考えか伺います。		
2	藤門 弘	『赤井川村で計画されている風力発電所建設について』 現在、赤井川村には関西電力と日立グループによる、ふたつの風力発電の計画が発表されています。関西電力による「小樽・赤井川ウィンドファーム事業」と、HSE（日立）による「北後志風力発電事業」の2計画で、どちらも2022年に発表されました。その後、関西電力の計画は「風況調査の再検討」とのことで保留されており、日立の計画も実質的に保留の状態にあります。しかしながら、関電は環境影響調査の「配慮書」を発表してお	村 長	

令和8年 第2回 定例会発言通告整理表（受付順）

No.3

発言順	発言者氏名	発 言 通 告 内 容	答弁者	備 考
		り、日立は風況調査塔を2基建設しています。つまり、両社とも一定の投資をしており、簡単に断念、撤退するとは思えません。この風力発電所建設計画については、村民有志による強い反対運動が続いてきました。村を取りまく国有林を大規模に破壊することへの反対ですが、土砂災害の可能性、生態系への影響、「低周波音」による健康被害、景観上の問題、などを理由としています。これに対して企業側は、十分な説明をすることなく、不誠実な姿勢に終始しています。 赤井川村における2件の計画だけでなく、近隣の自治体においても風力発電所建設の計画があります。このうち、双日株式会社による「北海道小樽余市風力発電所」については、小樽市長による反対表明があり、正式に中止されました。また、関西電力による「古平・仁木・余市ウィンドファーム事業」については、仁木町長の反対表明があり、計画規模の縮小が発表されました。縮小された関電の計画でしたが、余市町については本年4月、町長によって「不同意」が表明されました。つまり、赤井川村に隣接する小樽市、仁木町、余市町の3自治体それぞれで反対表明があったわけです。ご承知のようにこれらの「反対」は、国有林利用や保安林の解除に必要な「地元同意」をしない、という意味であり、これによって国有林における風力発電所建設は実質的に不可能になります。 馬場村長におかれましては、これまで様々な機会で、「風力発電所建設に肯定的ではない発言」をされてきたと認識しております。村を守る、という村長の姿勢をわれわれは固く信ずるものでありますが、この機に改めて、風力発電所建設計画への反対の意志を表明していただけないでしょうか。村長の意志表明によって、赤井川村におけるふたつの建設計画が、最終的に中止されることを強く望むのであります。		